協定について適用する。建築工事現場等が恒久的施設となるか否かを決定するための期間について、関連者が当該建築工事現場等に関連して行う活動の期間を合算する旨の規定を対象租税協定について適用する。（第一二条～第一四条関係）

11　第一二条、第一三条又は第一四条の規定によって修正された対象租税協定に規定する関連者の定義規定を当該対象租税協定について適用する。（第一五条関係）

12　対象租税協定の規定に適合しない課税について権限のある当局に対して申立てをすることができる旨及び権限のある当局が相手国の権限のある当局との合意によって事案を解決するよう努める旨の規定を当該対象租税協定について適用する。一方の当事国が行った移転価格課税に関して、他方の当事国が自国の企業に対する課税について減額更正を行う旨の規定を対象租税協定について適用する。（第一六条及び第一七条関係）

13　第六部に規定する仲裁を対象租税協定について適用することを選択することができる。相互協議手続の申立てがされた事案について、一定の期間内に権限のある当局間の協議によって解決のための合意に達することができない事項については、仲裁決定に基づいて解決すること並びに仲裁に係る要件及び手続等について規定している。仲裁のための委員会の構成員の任命に関する手続について規定している。（第一八条～第二〇条関係）

14　仲裁のための委員会の構成員等は、対象租税協定の情報交換規定等における情報の開示を受ける者又は当局とみなし、また、仲裁のための委員会の構成員等が受領する情報は、対象租税協定の情報交換規定に基づいて交換された情報とみなす。仲裁の要請が行われてから仲裁のための委員会がその決定を両当事国の権限のある当局に送付するまでの間に相互協議手続及び仲裁手続が終了する場合について規定している。事案が仲裁に付託されてから仲裁決定が行われるまでの手続について規定している。（第二一条～第二三条関係）

15　対象租税協定の両当事国の権限のある当局が、仲裁決定の通知後一定の期間内に当該仲裁決定と異なる解決について合意する場合には、当該仲裁決定は、両当事国を拘束しない。仲裁のための委員会の構成員の報酬及び費用並びに両当事国が実施する仲裁手続に関連して生ずる費用は、両当事国の権限のある当局が合意によって定める方法によって両当事国が負担する。第六部の規定は、仲裁を規定する対象租税協定の規定に代えて、又は仲裁を規定していない対象租税協定について適用する。（第二四条～第二六条関係）

16　この条約は、二〇一六年一二月三一日から全ての国又は一定の地域による署名のために開放しておく。（第二七条関係）

17　この条約には、この条約の規定によって明示的に認められている場合を除くほか、いかなる留保も付することができない。また、留保については、署名の時又は批准書等の寄託の時に付する。第二条から第三五条までの規定に基づく通告は、署名の時又は批准書等の寄託の時に行う。（第二八条及び第二九条関係）

18　この条約の規定は、この条約による修正後に対象租税協定の当事国間で行われる改正に影響を及ぼすものではない。締約国は、締約国会議を開催することができる。この条約によって修正された対象租税協定の規定の解釈又は実施に関して生ずる問題は、当該対象租税協定の規定に従って解決される。締約国は、寄託者に改正案を提出することによってこの条約の改正を提案することができる。（第三〇条～第三三条関係）

19　この条約の効力発生について規定している。この条約が対象租税協定の各当事国において適用される時期について規定している。第六部の規定が対象租税協定の各当事国について適用される時期について規定している。（第三四条～第三六条関係）

20　いずれの締約国も、寄託者に通告することによっていつでもこの条約から脱退することができる。この条約は、議定書によって補足することができる。この条約及び第三八条に規定する議定書の寄託者は、経済協力開発機構事務総長とする。また、寄託者は、締約国等に対して、批准書等の寄託、留保及び選択の通告等について通報する。（第三七条～第三九条関係）

政令

国土交通省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年九月二十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

政令第二百七十七号

国土交通省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四十条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二百十九条第一項の表東京航空交通管制部の項の次に次のように加える。

神戸航空交通管制部	神戸市

第二百十九条第一項の表那覇航空交通管制部の項を削る。

附　則

この政令は、平成三十年十月一日から施行する。

国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年九月二十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

政令第二百七十八号

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号）附則第三条第二号及び第四条の規定に基づき、この政令を制定する。

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令（平成三十年政令第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「法第十三条第三号に掲げる場合（第五条第三号に掲げる場合を除く。）に増加させた特定地域内学部収容定員」を「次に掲げるもの」に改め、同条に次の各号を加える。

一　法第十三条第三号に掲げる場合（第五条第三号に掲げる場合を除く。）に増加させた特定地域内学部収容定員

二　法附則第三条第二号に掲げる場合に増加させた特定地域内学部収容定員

三　附則第六条に規定する場合に増加させた特定地域内学部収容定員